

19世紀のドイツ市民における決闘文化の内的風景

菅野 瑞治也

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Das Duell in Deutschland verlor im Verlauf des 19. Jahrhunderts sein adliges Profil und entwickelte sich zu einer Veranstaltung des Bürgertums, das heißt, binnen eines Jahrhunderts haben sich Sitte und Brauch des Duells „verbürgerlicht“, deren Ursprung in der frühneuzeitlichen Adelskultur wurzelte und die von der Aristokratie bislang eifersüchtig gehütet worden waren.

Die hohe Anerkennung des Duellkomments in bürgerlichen Kreisen basiere schlicht auf der Tatsache, dass die Bürger die Allüren und Manieren der Aristokratie nachäfften — diese beliebte These sozialdemokratischer Duellgegner ist überhaupt kein überzeugendes Argument.

Warum das Duell gerade auch für bürgerliche Männer ein so großes Faszinosum war, dass sie ihm ihr Leben zu opfern bereit waren, lässt sich vielmehr erst durch eine Innenansicht des Duells plausibel machen.

はじめに

いつの時代においても決闘に批判的な者たちは必ず存在したが、その一方で、19世紀のドイツにおいては、市民による決闘の数は増加の一途をたどった。決闘当事者にとって最も重要であったのは、彼らの個人的体験、つまり、決闘とかかわりあうことになった個々の動機である。これらに関する様々な証言を分析すれば、次のことがわかる。

即ち、決闘の社会的・文化的意味は、市民階級の男たちが、憧れの貴族の礼儀作法を単純にコピーしたとか、社会制度上の強制へ盲目的に服従したとかという点に求められるわけではないということである。「市民階級の中で決闘の慣習が認められているということは、市民の男たちが、貴族の振舞いと作法をそのまま猿まねし、彼ら自身が極めて封建的であるがゆえに、その病的なまでの階級意識のもとで一つの悪習に順応したという事実に基づいている」¹⁾ という社会主義の決闘反対者のテーゼは、市民の決闘の意義を正しく説明しているとは到底考えられない。

市民階級の男たちが、決闘を正当化・理想化するために実に多くの崇高な言葉と表現を見つけ出し、決闘のために自分の命を犠牲にすることができるほど、何故決闘がこれほどまでに19世紀のドイツ市民の男たちを魅了したのか、その理由については、むしろ、決闘の内なる風景、即ち、決闘に至る個々の動機ときっかけを正確に把握することで、ようやく納得のいく説明が可能

となるであろう。本論の目的は、19世紀のドイツにおける市民階級の男たちの決闘にかかわる内的風景を浮き彫りにし、決闘が彼等を魅了した理由を可能な限り明らかにすることである。

1. 決闘のブルジョア化

1800年から1869年の間にプロイセンで決闘を行った者の数は232名であり、その内の44%にあたる101名は貴族階級の男たちであったが、1870年から1914年の間においては、303名が決闘を行い、その内の貴族の割合は19%に激減した²⁾。貴族階級の男たちによって大切に守られてきた決闘の慣習が、19世紀という時の経過の中でその特権的・排他的・貴族的性格を急速に失い、市民階級の一つのイベントに姿を変えていったという事実が、この断片的な決闘の統計に反映されている。つまり、貴族、或いは、将校や学生だけの特権であった名誉をめぐる決闘は、僅か1世紀の間に完全に「ブルジョア化」したのである。

(1) 貴族の特権

このような状況のもとで、19世紀前半以降、決闘の作法とルールを記した決闘入門書・案内書といった所謂「決闘ハンドブック」がドイツ国内の至る所で刊行されるようになる。それらの先駆けとなる1804年に書かれた著作には、「名誉について正しい判断を下せるのは貴族だけであり、一方、貴族でない者は、決闘をどのようなやり方で行うべきかを全く知らない」³⁾と書かれてある。実際、貴族の男たちは、子供の頃から、名誉と騎士道の儀式的デモンストレーションに特別に大きな価値を置く環境の中で育て上げられ、一方、市民階級の少年たちは、その成長過程においてそうした環境とは無縁であった。

決闘が貴族だけの特権であるという考え方は、19世紀前半のドイツにおいては依然として根強く残っていた。当時の貴族の代弁者たちは、理想を絶えず追求する貴族の性質と、誰にも左右されない自立した貴族の人格を称揚し、一方、経済的なものに絶えず制約されている市民はこのような貴族の特性を欠いているとして、市民階級に非難を浴びせている。彼らの考えに従えば、何世紀にも渡る長い時間をかけて貴族が獲得することができた世襲の地位・身分という社会的・文化的優位性は、己の社会的承認を獲得するために絶え間なく戦わなければならない市民によって、そう簡単に取り戻せるものではなく、自由なしきたり・慣習、或いは、洗練された礼儀正しさは、結局のところ、経済的・社会的諸条件が長い時間恒常的に安定してきたところにおいてのみ保持されることができるのである。つまり、高貴なものは、長い時間をかけて習慣化されることによって初めて天性となるのであり、決闘もまた時の経過とともに貴族の天性となった、と彼らは主張したのである⁴⁾。

例えば、騎士の名誉は貴族の属性であると明言する貴族階級を代表するシェツィー（1806-1865）は、「決闘は、これほどまでに低落した貴族の偉大さを示す最後の名残・痕跡である」と述べ、財産の取得を自己の人生に必要な不可欠な課題としている市民の間での決闘の「ブルジョア

化」を激しく非難している⁵⁾。

(2) 教養と市民

それに対して、当時の市民階級の代弁者たちは、決闘を伝承するに値する貴族の唯一の伝統と見做し、決闘の属性としての「名誉のより高き自律性」を明確に擁護しながらも、その「名誉のより高き自律性」を貴族だけに委ねようとはしない。むしろ、そのような自律性を、彼らは、「教養があると感じている男たちの胸の中で醸成されるもの」であると、つまり、ある男がその名誉の恩恵にあずかるかどうかを決定するのは、受け継がれてきた特権ではなく、その男の「教養」(Bildung)であると考えたのである。それに従えば、決闘は、もはや貴族だけの特権ではなく、19世紀のドイツで政治・社会・文化の各分野にわたって強大な影響力を誇った超エリート層である教養市民層(Bildungsbürgertum)の男たちが、自身の名誉を回復するための手段としても用いられるべきものであったのである⁶⁾。

バイエルンのある枢密顧問官は、これと同じような論拠を示している。彼は、「教養は、決闘を行なう資格がある男たちに共通する指標である」として、教養の中に、言わば、貴族に列する力とエレメントを認めた⁷⁾。このような定義づけの試みは、バイエルンの憲法の中で保証されていた市民の権利の平等という原則を考慮してだけでなく、その経済的・文化的資本によって、大多数を占める下層・中層階級の市民から際立っていた上層階級の市民たちが、特別な名誉を要求する権利を主張し、それを決闘によって確立させようとしていたという当時の事情を顧慮したものであった。

19世紀になって、貴族と上層階級の市民がサロン等で交流を深め、貴族階級と市民階級の公務員や将校が職業的にも社会的にも互いに交流し、貴族の男たちが、自らの社会的地位・身分を損なうことなく、娘を富裕な市民階級の公務員や商人と結婚させることが現実のものとなると、それに応じて、貴族たちは、市民階級の男たちが自らの名誉を要求することをもはや思い上がりとは思わなくなり、市民による名誉の要求を、貴族階級と市民階級という両階級の社会的・文化的融合の象徴として受け入れはじめたのである⁸⁾。ある貴族が、彼によって侮辱を受けた市民階級のある男からの名誉回復を、即ち、決闘の申し入れを拒絶し、裁判所に訴えさせるということは、19世紀の経過の中で極めて稀なケースになっていき、貴族と市民、或いは、市民と市民の間で行われる決闘は、むしろ、日常化していくことになる⁹⁾。

他ならぬ「教養」が、或いは、「啓蒙主義的な高度な教育」が、決闘する資格・権利を得ようと努力していた上層階級の市民の共通の特徴であるということが一般的に認められたという事実は、ドイツ市民の同権化のプロセスにおいて認められた特徴と同様に、極めて大きな意味を持っていた。「教養」は、市民にとって社会的出世の役に立つというような人生におけるその実際の、直接的な活用という側面を越えて、貴族と同じ権利を手にしたという市民の願望と理想像を公式化し、その正当性を証明することを可能にする力を有していた。

2. 19世紀のドイツにおける市民の理想像

(1) 教養小説

18世紀末から19世紀にかけて、ドイツにおいては、市民悲劇と並んで教養小説というという新たなジャンルが確立されていった。この教養小説においては、市民がポジティブな主人公として登場し、外部の世界との争いに満ちた対決を通じて成長していき、市民、男、そして、人間としてのアイデンティティーを形成していくのである。

教養小説の中でも最も古典的なゲーテの『ヴィルヘルム・マイスター』の主人公は、故郷の家を後にし、旅に出る。誠実で真面目な商人である義兄弟とは異なり、彼は、「自分で自己の人格を完成させる」という夢にあくまでも固執し、ただひたすら目の前にある「仕事をこなし、片づける」市民になろうとはせず、「より広い領域で活動する」ことを望む。そして、貴族を賛美しながら、彼は次のように述べる。

こう言って差し支えなければ、ドイツでは、個人的な精神修養・人格の完成は、貴族にのみ可能である。市民は、仕事と地位を手に入れ、最も苦しい困難を乗り越えて、その精神を発展させることができるが、その際に、その人格と個性は失われる。それに対して、貴族には、どこでも前に向かって押し進むことが許されている。……市民は、『君は何者だ?』と尋ねることは許されず、『君は何を持っているのだ?』と尋ねることだけは許されている。市民は、役に立つ人間になるために個々の能力を鍛え上げなければならない。市民は、たった一つのやり方で自己を有用な人間にするために、他のあらゆることをなおざりにしなければならないので、その本質において人格の調和的發展を求めてはならないということが、既にその前提としてある¹⁰⁾。

1792年、大学教授クリスティアン・ガルヴェは、これと同様の考察を行なっている。彼は、誇りをもって自分自身のことを「市民階級」の男と呼んでいるにもかかわらず、市民階級の不完全でどこか不自然でわざとらしい振る舞い方に対する批判を惜しまない。貴族の上品で自由な立ち居振る舞い・礼儀作法と、その身分を代表するにふさわしい公的な場面での振る舞い方を常に心がけている貴族の調和のとれた人格を賛美するヴィルヘルム・マイスター（ゲーテ自身の分身）と同じように、ガルヴェもまた、貴族の最高の形で洗練された礼儀作法、完璧なまでに洗練された社交上のつき合い方、そして、本物のエチケットなどといった貴族の長所を称賛している。そこに、何か作為的で誇張された、或いは、どこか気取った一面が感じられるとしても、ガルヴェに従えば、貴族階級に属する女性と男性は、学者や富裕な商人といった上層市民階級に属する者たちよりも、人間としての完璧さとコスモポリタニズムの世界市民という理想像に本質的に遥かに近いところに位置しているのである¹¹⁾。

18世紀後半に興った新人文主義における「教養」は、専門的な人間形成・教育と一般的な人

間形成・教育の緊密な結合を目指すものであった。職業上の実践的な知識と、非実用的な活動の両方を同時に志向するこの二重のプログラムは、「教養」を近代市民世界における一つの重要な支柱とならしめたと同時に、その実践的「教養」を理論的に否定し、批判する考え方も齎した。単なる実用的・実践的な知識を軽視し、文学や歴史といった古典的な領域を重視することで、市民たちは、自分たちが貴族の生活様式と精神文化に近づくための崇高なユートピアを自らの手で生み出そうと努めた。そのような考え方の中心には、『ヴィルヘルム・マイスター』の「多方面にわたる調和的な人格の完成」という、つまり、高潔な人間＝貴族は、実用的な知識を身につける代わりに、徳を涵養し、自律的な個人の確立と完璧に近い人間・人格形成を目指すという理念が据えられていた。前述の『君は何者だ?』と尋ねることが許されているのは、無論「貴族」だけということになる。新人文主義者たちは、高貴な地位・身分を生得的に持っている貴族に対抗するために、市民は、「教養」と「財産」を後天的に自力で獲得しなければならないと主張した。ドイツにおいては、「財産」よりも「教養」が市民によって重視されたが、それは、教養が、「財産を持っている市民にもそうでない市民にも、原理的に獲得可能であったため、一層共通の不変的な指標となり得た」からである。結局のところ、ここでいう「教養」とは、該博な「知識」を指すのではなく、生涯にわたる人格形成・厳しい自己追求・自己洞爺を意味し、そこでは、人間個人の内面を弛まなく発展させていく過程そのものが重要であった¹²⁾。

このような背景のもとで、18世紀末から19世紀にかけて、ドイツの市民階級の男たちの多くは、貴族の名誉に関する考え方を、個人の中に根差した、目的にとらわれない非物質的なものとして捉え、自律的な人格・個人の崇拜を極端に推し進める決闘において名誉を得るという考え方を擁護しようとし始めていた。「自分という個人の価値を自分自身で守り通す」という決闘信奉者の要求は、個人主義的な考えの信奉者にもやがてそのまま迎え入れられるのである。

(2) 19世紀の教養市民層

決闘を心から信奉するプロイセンの将校フォン・シュールマンは、決闘の中に「社会的強要・重圧の表現」のみを見出そうとする考え方に異議を唱え、「決闘という考え方は、闘争能力にすぐれた、誰にも依存しない個人の感情の中に根づいているものであり、まさにその点に決闘という考え方の正当性がある」と主張した。彼はさらに、「社会のある種の機関や団体の中にそのような圧力・強制力を与えるものがあるということは確かに否定できないが、我々は、このような社会的圧力・強制力を過大評価しないように用心し、それぞれの個人の内にあるファクターにより多くの注意を払うべきである」とも述べている¹³⁾。

そして、そのようなファクターは、当時の教養人の内に見出される本質的特徴の一つであり、実際のところ、19世紀後半のドイツにおいて、決闘はほとんどの場合、この時代の文化の高みを自ら体現している教養市民層の間でもっぱら行われていた。このような現象は、まさに、「教養」自体の属性である二つのファクター、即ち、「個人の名誉」と「人格・個人の尊重」にその理由が求められるのである。

18世紀終わり頃ドイツに登場した「教養市民身分」(der gebildete Bürgertum)と呼ばれる階層は、19世紀に入ると、イギリスやフランスの知識層とは異なる「教養市民層」というドイツに固有な階層へと発展していくことになる。この階層に属する者は、等しく大学教育を受けた者であり、予備将校の資格を共有するなど、自分たちの間だけで交流し合う「集団内的志向」を示す極めて排他的な集団を形成していた。ドイツの教養市民層は、国民全体の公的文化、世論を作りだす「文化エリート」集団であった。具体的には、大学教授、ギムナジウム教師、裁判官、高級(行政)官僚、プロテスタント聖職者などと並んで、医師、弁護士、作家、芸術家、ジャーナリストなどの自由職業者がこの「教養市民層」を構成していた。それに対して、貴族は当然のことながら、カトリック教徒、小学校教師、技師・技術者、労働者などは、この階層に含まれなかった¹⁴⁾。

19世紀という時の経過とともに、市民が貴族に対する自己意識を次第に強く持ち、「自分で感じる」ことを学ぶようになり、それに応じて、決闘も漸次市民層に馴染んでいき、結果的に教養市民層の男たちの大部分が決闘を信奉するようになっていった。それは、市民による「貴族の習慣の猿まね」ではなく、教養市民層は、他ならぬ自分たちのために決闘を擁護・育成していったのである。

一方、18世紀に至るまでは、何よりも自分の名誉を守ることを重んじていた貴族、将校、学生、そして、一部の市民階級の役人が、決闘を心から信奉していたのに対して、日々の利潤をただひたすら求める市民階級の商人や企業家が決闘から一定の距離を置き、ほとんど理解を示さなかったのは当然のことであった。

「収益」対「奉仕」、「利益」対「名誉」という表現の中に19世紀の時代精神は集約されるといってもよいが、19世紀後半におけるドイツ帝国の教養市民層においてもまた、蔓延する「物質主義」に対する反発と不信感が幾重にも渦巻いていた。決闘は、当時の多くの同世代人には、市民社会で彼らが不満を抱くすべての事柄に対する一つの示威的な抵抗と見做された。自由主義者の決闘信奉者カール・ヴェルカーは、決闘を「物質主義と卑劣さによる屈辱に満ちた支配から身を守るための最も強固な武器」と呼び、また、保守主義者たちは、決闘を「我々の時代における物質主義的な趨勢と釣り合いをとる数少ない平衡錘の一つ」と見做した。さらに、ライプツィヒのブルシェンシャフトに所属するある学生は、1871年、「物質的・経済的利潤と小商人的モラルの道から我々を連れ出してくれるもの」として決闘を称揚し、また、ドイツ貴族組合のある会員は、1896年、決闘は「実益、成功、権力、享楽を礼賛する糞リアリズムの発展に歯止めをかける防壁」であると公言して憚らなかつた¹⁵⁾。

しかしながら、市民たちは、決闘を利己的な収益主義に対抗する手段との一つと見做しただけではなく、自分たちを実体のない礎石と見做し、好きなように利用しようとしている強大な国家に対して、決闘することで反抗したのである。つまり、決闘を行なうことによって、市民たちは、全ての個人・個性・人格と自尊心が近代的国家市民という泥濘の中に埋没して消滅するわけではないということを、表明しようとしたのである。近代国家市民(公民)は、国家の最小構成単位

として無数の民衆の中に姿を隠すために、自分の全人格・個性を放棄しなければならないという時代の要請を前にして、決闘信奉者たちは、個人の尊厳・高潔さ・気高さにあくまでも固執し、決闘をすることによって個人で個人を擁護した。

保守主義者フォン・ガウヴァインは、個人の発展の可能性を徹底的に制限しようとする絶大な力を持つ国家を罵り、「個人の支配機関」を再生し、国家の介入から個人を守るものとして決闘を称揚した。また、自由主義者フリードリヒ・レーマーは、ヴェルテンベルクの領邦議会における決闘罪に関する審議の際に、「私は、自分の肉体・生命・健康を意のままにすることを刑事裁判官が私に禁じるという権利を、国家に対して認めることはできない」と述べ、決闘に対する刑事量の軽減化に賛成の意を表している¹⁶⁾。プロイセンの自由民主主義者ハインリヒ・シモンもまた、「己の名誉に対する攻撃を自分自身できっぱりと撥ねつけるという男たちの権利は、名誉を自身で守るという意味で、譲渡不可能な男の権利である」と見做し、決闘を、その権利を行使するための秩序ある手段として認めた¹⁷⁾。

(3) 決闘に対する市民のアンビバレントな態度

レーマーやシモンは、無条件の決闘信奉者であるということを自任していたわけでは決してなく、むしろ、シモンは、19世紀の市民の男たちの多くが決闘に対して如何にアンビバレントな態度を示していたかということ、彼自身で体現している。シモンは、名誉の問題に関しては自分の責任において行動し、国家の審判を受け入れないことに固執する一方において、他方では、決闘が個人の先入観・偏見に基づくものであり、その論理は個々のケースによって理解が困難であるということも認めている。1828年、シモンは、ある男と決闘を行なった後で、自分の両親に宛ててこう記している。

今回の決闘のきっかけとなった最初の言い争いに遡るとしたら、また、極めておそまつで些細なきっかけに思い至るならば、そして、今その恐ろしい結果を考えるなら、私の心は今、痛みと恐怖心で張り裂けそうです¹⁸⁾。

目に見えないある力がシモンを追い立て、彼は、当時の市民社会の他の男たちと同じように、一つの慣習の力から逃れることができなかつたのである。

それにもかかわらず、貴族の名誉に関する不文律、即ち、貴族の決闘作法は、シモンにとって、「外的重圧・圧力」に基づく単なる強制的慣習ではなくて、彼は、「内なる（内在的）確信」¹⁹⁾に基づいて、その貴族の名誉に関する不文律である決闘作法に従ったのである。あのカール・マルクスでさえ、1858年、「一つの重要な人間関係」がそこで問題になっている限りにおいて、決闘のある種の正当性を認めている。それに対して、「ある決闘が、単に世論に対して儀礼上なされたとしたら、それは、一つの茶番、或いは、一つの階級の儀式であり、それ故、すべての民主主義者たちからシニカルなあざけりをもって拒絶されるであろう」²⁰⁾とマルクスは言明している。

マルクスは、「決闘は、それ自体、合理的・理性的なものではない」と考え、「過去の文化段階の聖遺物」と見做したが、男たちが決闘という手段を用いることには一定の理解を示した。彼はラサールに宛てて、「個人は、決闘が唯一の解決手段と思われるほど、お互いに耐えがたい対立関係に陥る可能性はある」と記している。マルクスのこの言葉は、そのような個人と個人の対立に適当な空間と場所を提供できない社会と、法と権利を盾にすることしか知らない当時の市民の生活環境の偏狭さを示している。市民が時折このような境遇に抵抗し、彼個人の人格を主張するために、ある種の封建的な形式の助けを求めることを、マルクスは納得のゆく正当なものであると考え、決闘を「例外的状況における」必要悪として認めたのである²¹⁾。

マルクス自身、ギムナージウムから大学に至るまで、個人主義礼賛という時流の中で社会生活を送ったわけであり、そのような個人礼賛が最初からレジスタンスの特徴を持っていたことを考えれば、彼が決闘を容認したとしても何ら不思議ではない。かつて初期近代の貴族たちが絶対君主制における決闘の審問に抵抗したのと同様に、19世紀の市民たちもまた、市民が置かれた境遇と国家の絶大な権力に異議を唱え、自らの自立的な名誉の確立に固執したのである。「労働」、「業績」、「理性」などといった市民生活上の規範と、「決闘」という概念は正反対に位置するものであったが、個人の名誉という点においては、貴族のそれと市民のそれがこの時代において完全に融和し、統合された。教養、人間形成という考え方に内在する個人・人格と全体・総体性を志向すること、自律性と自己責任の獲得を目指すこと、そして、国家からの監督を拒絶すること——これらのことが決闘の中でまさに体现化され、階級的に自分たちと下級市民層に一線を画したいという中・上流市民層の欲求は、名誉をめぐる貴族の決闘という慣習を受け継ぐことによって満たされたのである。

この名誉に関する当時の教養市民層の概念は、この時代の細分化のプロセスに反抗する自律的な個人という考え方と結びついていた。ある種の侮辱によって、その人間個人全体の生存権が攻撃に晒されていると感じた者にとって、攻撃してくるその相手に向かって自分の全人格を投げつけるということ以外の可能性は考えられない。個人の名誉が不可分である以上、あらゆる名誉毀損はその個人への侵害と見做され、その当事者は、決闘において、自分の精神的不可侵性を守るために彼の全存在を投入する。それによって、その侮辱を受けた個人は、自分が互いに独立した人間の群れと無数の心に分裂することに逆らい、「頭と心」の一体化にどこまでも固執することを証明しようと試みるのである²²⁾。

3. 自律的な個人と決闘

(1) 個人的なもめ事と職業上のもめ事

18世紀において既に軍人に強要されていた「個人的なもめ事と職務上のもめ事を切り離して考えるという態度」は、19世紀の市民生活においても徐々に浸透していった。例えば、1874年、ハーナウの裁判所判事ヴィルヘルム・オジウスは、当地の市長カール・カシアンを侮辱するよう

な発言をしたという理由で、カシアン市長からピストルによる決闘を申し入れられた。それに対してオジウスは、「カシアン市長に対する私の発言は、単に彼の仕事に対してのみ向けられたものであり、彼の個人的な事柄について述べたものではない。私はカシアン市長の立派な人柄を高く評価している」と説明すると、カシアン市長は決闘の申し入れを撤回した。ここで我々は、「オジウス判事は、彼に申し入れられた決闘を回避するために、職務上の侮辱と個人的な侮辱を区別することを巧みに利用した」と考えることも可能であろう²³⁾。

しかし、社会的にも職業的にも高い地位にあるこの二人の男たちを一先ずは決闘を拒絶する気にさせたのは、決闘に対する両者の臆病さではなく、むしろ、両者の頭の中には、ある男が自分の職業上の立場に基づいて取った行動は、彼が個人として責任を負うべき行動とは異なるものであると考えるべきであるという確信があったと解釈すべきであろう。職業上のもめ事に関しては、正邪を決定する、中立的で個人的な感情の入らない裁判所が存在する一方において、個人的なもめ事に関しては、この時代の人々は、個人的に、決闘による名誉回復を要求したり、それに応じたりする可能性を依然として残していたのである。

19 世紀後半のドイツにおいては、医者であれ、弁護士であれ、公務員であれ、商人であれ、会社員であれ、市民の多くは、仕事上何らかの理由で攻撃されたり、何らかの侮辱を受けた場合、或いは、仕事上の不適切な言動によって非難を受けた場合、すべてのもめ事を裁判所に委ねることができたが、それに対して、個人的な名誉毀損は、当時、法によって裁くことはできないものであり、市民たちは、個人的人格の不可侵性に対する権利を主張するために決闘の場に立った。ある市民がある市民に対して個人的な侮辱を与えた場合は個人的な攻撃と理解され、侮辱を与えられた方が侮辱を与えた者に決闘を申し入れることがこの時代の慣例であった。

(2) 個人的侮辱と個人的責任

決闘においては、原則的には「書かれること」も「語られること」も、また、「論証されること」も「議論されること」もなく、また、侮辱を受けた者が、その相手を激しく非難したり、証拠を並べ立てて相手の言動の不当性を認めさせたりすることもなければ、侮辱した者が、なぜ侮辱したのかを説明することもなかった。何よりも大切なことは、その男が決闘をして、そのための全責任を自分で引き受けるということであり、たとえ侮辱したことを正式に詫びることを申し出たとしても、その責任を軽減することはできなかったのである。

侮辱した者が、相手の名誉を傷つけたということを自覚していない場合でも、また、相手を侮辱しようという意図が全くなかったとしても、相手から決闘を要求された時はそれを受け入れる義務と責任があった。一方、自分の個人的名誉を汚されたと感じた者には決闘という選択肢しかなかった。なぜなら、そうすることによってのみ、自分がそのような侮辱に耐えられる男ではなく、それを行動で証明するために身命を投げ打つことのできる名誉心の強い男であることを、世間と他の市民階級の人間たちに示すことができたからである。侮辱を受けた者にとって、侮辱を与えた者の個々の意見や主張は取るに足らぬことであり、また、復讐心も決闘の申し入れの際に

如何なる意味も持たなかった。なぜなら、結局のところ、決闘は、侮辱を与えた者がその侮辱を撤回することも、また、侮辱した者を処罰することも目的にしていなかったからである。

個人的責任が要求される時代の中で、市民階級の男たちは、自分の自律性を自ら自発的に放棄する人間と見做されることを嫌った。ドイツにおける19世紀後半の決闘反対者ですら、個人的な侮辱には個人的責任が伴ってしかるべきであると考え、名誉にかかわる問題を罰金で処罰するというイギリス式のやり方を軽蔑した。給付と反対給付を会計帳簿的に比較するというような、近代の市民の時代に適合したかに見えるこの物質主義的原理は、個人的名誉という非物質的な考え方とは全く不釣り合いなものであった。テオドール・フォンターネは、彼の小説『エフィ・ブリースト』の中で決闘という儀式を極めて非人道的なものとして描いたが、その彼でさえ、全てを金で片づけるやり方を決して理想的なものとは見做さなかった。

イギリスにおいては、知識層は当然存在したが、社会を牽引するドイツの「教養市民層」のような階層は形成されず、従って、イギリスの市民層は、決闘という一つの貴族文化を血肉化することなく、単にコピーするにとどまったのである²⁴⁾。その結果、19世紀後半になっても依然として決闘熱が収まらなかったドイツとは異なり、1850年頃、決闘の慣習はイギリス社会から完全に消滅した。

(3) ナルシスト的自己感情

当時の市民たちの信念は、自分自身の行動に責任をとり、全人格をもって自分の言動を擁護・弁護し、そして、絶大な力をもった国家を盾にして安全な場所に身を隠すようなことは決してしないことであった。このような信条を掲げる市民階級の男たちは、一種のナルシスト的感情を抱いており、その感情は彼ら個人のすべての発言に大きな重要性を認め、その発言から首尾一貫性のない恣意的な印象を拭い去ろうと努めた。そして、決闘において、このナルシスト的自己感情は、「あらゆる生の表出・表現が瞬間と気分の領域を超えることによって、完全な有効性・妥当性を得る。……彼のあらゆる言動の原則にまで高められた、許せないという感情によって、決闘をする義務を負ったその男は、」²⁵⁾ 自己のナルシスト的感情にその身を委ねるのである。

このような「自分自身に対して極限にまで高められた敬虔さ」、即ち、ナルシスト的感情は、その市民を常に厳格な自己規律と正確な自己省察へと促し、自分が個人的敬意を越えたり、或いは、他者が自分にもあまりにも近づきすぎたと感じた場合、その市民に妥協のない行動を要求した。彼が自身の外的及び内的不可侵性をより重んずれば重んじるほど、彼は、より鋭敏に、そして、機械的に、実際の、或いは、予想される攻撃に反応しなければならなかった。誰かの言動が自分に対するそのような攻撃であると彼が判断した場合、彼にはただちに相手に決闘を要求する義務があったのである。決闘をする権利・資格のある社会のあらゆるメンバーから暗黙の合意で侮辱的言動と見做されるようなある種の表現や行動は勿論存在したが、個人の感受性・敏感さ・繊細さには際限も限度もなく、そのため、決闘を要求するに至るきっかけは至る所に転がっていた。相手を見下すような発言や、誤解を招くような行動は、容易に口論のきっかけとなり得たし、そ

うこうするうちに挑発的な言葉が発せられ、その後必然的にどちらかが決闘を申し入れるということが頻繁に繰り返された。

そのような状況を、トーマス・マンは、1924年に刊行された彼の小説『魔の山』で見事に描写しており、この小説は、同時に、第二次世界大戦前の社会とそのイデオロギー的な底流という印象的なパノラマを描いている。性格・思想が両極端な二人、ナフタとゼッテムブリニが毒舌を応酬しあって激しい議論を行なう場面で、ゼッテムブリニは、「おまえの言っていることは、つかみどころがなくて、極めて曖昧だ」と言ってナフタを罵り、拳句の果てには、ナフタの論拠を「下劣だ」と言い放つ。この言葉を自分の名誉に対する侮辱と感じたナフタは、彼に決闘を申し入れる。「男たるものは、日々ラジカルな状況に陥る可能性がある。自分の人格で、自分の腕で、そして、自分の血で、己の精神と理想を擁護できない者は、価値のない存在である」²⁶⁾ からに他ならない。

(4) 決闘における精神的要素

特に「超俗的な」エリートたちにとって、決闘は、彼らの頭でっかちな面を正し、心と頭、肉体と精神、情念と理性を、名誉というフィールド上で互いに融和させる個人的な挑戦のように思われた。決闘という行為の内に野蛮な暴力しか認めないという考え方を主張する者は常に存在していたが、実際のところ、決闘は単なる「動物的な」体力以上のものを当事者に要求したのである。決闘の際には、肉体的な強さと器用さだけではなく、精神的要素が大きな役割を果たした。この精神的要素がより明確に現れるのは、ピストルを用いた決闘の場合である。ここで決定的となるのは、肉体的な要素だけではなく、恐怖と不安のあまり、視線が定まらなくなり、また、ピストルを持つ手が震えてしまうということにならないような、精神的な強さがあるかないかということである。

いずれにせよ、常に横たわっている死の危険に対して沈着冷静に立ち向かい、「肉体のシステム」を「意志と精神の支配」に委ねるということは、極めて困難なことであった。決闘信奉者の中には、生への強い執着と強力な動物的衝動を克服することによってのみ遂行され得る決闘の内に認められる、反肉体的・精神的・理想主義的特徴を極端なまでに賛美する者もいた。決闘において、無責任にただ享樂することを欲する肉体は、肉体の中に本来内在している生の原理を放棄し、死の可能性にその身を晒すことを強いられ、意志が、即ち、精神的原理が肉体的原理にその瞬間打ち勝つのである²⁷⁾。

二人の決闘者は、立会人と介添え人や医者に囲まれながらも、決闘が始まった瞬間から二人だけでお互い対峙し、相手のピストルの弾かサーベルの一撃によってもたらされるであろう死と常に隣り合わせにいたのである。このような精神の極限状況において、沈着・冷静であり続けるためには、決闘者に過度の自制心と情動制御が求められたが、このこともまた、決闘によって体現化される密かな教化目的の一つであった。

19世紀の終りから20世紀の初めにかけて書籍市場に現れた決闘入門書や決闘規範集は、確か

に、決闘者が「異常な心的状態」にあるということを前提にしていたが、同時に、「興奮や過度の神経過敏」を自分でコントロールし、自分で自制心を養うということを要求していた。決闘者が、極度の神経の緊張から気を失ったり、抑えがたい恐怖心から体が麻痺した場合、その者は、それ以後、決闘不能者と見做され、社会的信用を失ったが、決闘者がこれとは真逆の反応をした場合も同じような運命が待ち受けていたのである。つまり、特にサーベルとかデーゲンとかの白刃をかざして戦う決闘の場合、決闘者が、求められている自己制御や感情抑制を忘れてしまい、決闘規定を無視して、あまりにも性急に慌てふためいて相手に襲い掛かるというケースである。

従って、理想的・模範的な決闘者とは、どのような状況においても、冷静に礼儀正しく振舞い、泰然自若とした態度で、自分が剣を斬りこんだり、弾丸を放ったあと、微動だにせず相手の反撃を待てるように自分の感情をコントロールできる人間でなければならなかった。

結びに代えて

1887年に書かれたオーストリアのある決闘規則集には、「自分の感情と情動を支配すればするほど、人はより冷酷に、そして、寡黙になり、精神的にも肉体的にも相手を圧倒することになる」と書かれてある²⁸⁾。

そして、ここで謳われている、多大な努力によってのみ達成され得る個人的な冷静さと冷酷さは、この時代の市民的教育の理想の中にも認められるものである。市民に対する教育においても、衝動、熱情、そして、情動を表に出すことが禁じられ、その代わりに、それらを昇華させ、目標を見定めた生産的エネルギーへと変換させることが要求されていた。この意味において、決闘は、厳密に遵守されるべき規則という形で個人の感情を抑え、過度な自身の激情から身を守る一つの手段として極めて有効であったと言える。侮辱を受けたことに対する抑えがたい怒りを復讐という形でそのまま相手にぶつける代わりに、或いは、相手を口汚くののしったり、殴ったりする代わりに、侮辱を受けた者は、自分の直接的な復讐的感情を抑え、そのような「低俗な本能」がもはや何の役割も果たさない決闘をその相手に挑んだのである。

従って、決闘は、一人の市民が身命を投げ打つことにより、個人の不可侵性と自律性を要求する権利を保障する機会を提供したばかりでなく、その個人が、彼の感情に、個人的な、しかし同時に、制御され、純化された表現を与えることを可能にしたのである。それ故、「心」と「頭」、
「肉体」と「精神」、そして、「情動」と「理性」という互いに分離したファクターが、言わば、決闘という一つの行動モデルの中で止揚・総合(aufheben)されるのである。そして、決闘が、特に19世紀後半のドイツにおける市民階級の男たちを魅了した理由は、まさにこのような点に求められるのである。

注

- 1) Frevert, U: *Ehrenmänner. Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft*. München 1991, S. 219.
- 2) 実際に行われた決闘の数を正確に把握することは不可能であり、公式な形での統計は、あくまでも一つのめやすに過ぎない。いずれにせよ、ここであげた公的文書に記録されている決闘の数は、実際に行われた決闘の数のごく一部を示しているにすぎない。
- 3) Frevert, a.a.O., S. 220.
- 4) Moltke, M. v.: *Über den Adel und dessen Verhältnis zum Bürgerstande*. Hamburg 1830, S. 11 f., 57 f.
- 5) Chezy, W. v.: *Die sechs nobelen Passionen. Festgeschenk für junge Cavaliere*, Stuttgart 1842, S. 120.
- 6) Frevert, a.a.O., S. 221.
- 7) *Ibid.*, S. 221 f.
- 8) *Ibid.*, S. 222.
- 9) *Ibid.*, S. 222.
- 10) Goethe, J. W. v.: *Wilhelm Meisters Lehrjahre* (1795), in: Goethes Werke, Bd. VII (Hamburger Ausgabe), 11. Aufl., München 1982, S. 290 ff.
- 11) Frevert, a.a.O., S.224.
- 12) 宮本直美：「教養理念とドイツ市民層の再検討 — 教養と市民層および国家」, 『ソシオロギス』第22号, ソシオロギス編集委員会, 1998年, 261頁
- 13) Schulmann, O. v.: *Duell und Strafgesetz*. Leipzig 1914, S. 91, 86.
同様に、バイエルンの将校ヘルもまた、社会的強制に基づく決闘のテーゼは、個人主義を標榜する19世紀の教養市民の性格と著しく矛盾し、決闘は、あくまでも決闘者の絶対的自主性と個人的感情を体現するものである、と述べている。
- 14) 野田宣雄：『ドイツ教養市民層の歴史』, 講談社学術文庫, 1997年, 14-15頁
- 15) Frevert, a.a.O., S. 228.
- 16) *Ibid.*, S. 229.
- 17) *Ibid.*, S. 229.
- 18) *Ibid.*, S. 229.
- 19) Kohlrausch, *Zweikampf*, in: K. Birkmeyer u. a. (Hg.), *Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts. Vorarbeiten zur deutschen Strafrechtsreform, Bes. Teil, Bd.III*, Berlin 1906, S. 128.
- 20) Frevert, a.a.O., S. 229 f.
- 21) Marx, K. u. Engels, F.: *Werke*, Bd. 29, Berlin 1970, S. 526 f. (Brief von Marx an Lassalle v. 10.6. 1858.)
- 22) Scheu, R.: *Duel und kein Ende*, in: *Die Fackel*, Jg.7, Nr.196, 1906, S. 7.
- 23) Frevert, a.a.O., S. 232.
- 24) ウーテ・フレーフェルト：棚橋信明（訳）「市民性と名誉」, ユルゲン・コッカ（編著）望田幸男（監訳）, 『国際比較・近代ドイツの市民』, ミネルヴァ書房, 2000年, 158頁
- 25) Scheu, a.a.O., S. 7.
- 26) Mann, T.: *Der Zauberberg*, Stuttgart o.J., S. 879 f.
- 27) Frevert, a.a.O., S. 237 f.
- 28) Frevert, a.a.O., S. 241.

主要参考文献

- Biastoch, M: *Duell und Mensur im Kaiserreich*. Vierow 1995.
- Burkhardt, D: *Eine Geschichte der Ehre*. Darmstadt 2006.
- Demeter, K: *Das deutsche Offizierkorps in Gesellschaft und Staat 1650–1945*. Frankfurt a.M. 1965.
- Frevert, U: *Ehrenmänner. Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft*. München 1991.
- Kraft, R: *Dienst und Leben des jungen Infanterie-Offiziers*. Ein Lern- und Lesebuch. Berlin 1914.
- Pedersen, H: *Das Duell in der Frühen Neuzeit*. Norderstedt 2006.
- Schulz, U (Hrsg.): *Das Duell. Der tödliche Kampf um die Ehre*. Frankfurt a.M. 1996.
- Speitkamp, W: *Ohrfeige, Duell und Ehrenmord. Eine Geschichte der Ehre*. Stuttgart 2010.
- 菅野瑞治也：『実録 ドイツで決闘した日本人』，集英社新書，2013年
- 田中紀行：「ドイツ教養市民層の社会学的考察」，『社会学論評』41（2），日本社会学会，1990年
- 野田宣雄：『ドイツ教養市民層の歴史』，講談社，1997年
- 宮本直美：「教養理念とドイツ市民層の再検討 — 教養と市民層および国家 —」，『ソシオロギス』第22号，ソシオロギス編集委員会，1998年
- ユルゲン・コッカ（編著）：望田幸男（監訳）『国際比較・近代ドイツの市民』，ミネルヴァ書房，2000年